

(参考) 「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の必要項目一覧

		第1号訪問 介護	第1号通所 介護
サービス共通	サービス種別	●	●
	事業所名	●	●
	職種	●	●
	勤務形態(常勤・非常勤/専従・兼務)	●	●
	資格・修了研修	●	●
	氏名	●	●
	日々の勤務時間(勤務時間帯)/従業者(※1)ごと	●(※4)	●
	当月の勤務時間数合計/従業者(※1)ごと	●	●
	兼務状況(兼務内容、兼務先)	●	●
	常勤の従業者が勤務すべき時間数	●	●
利用者(入所者・入院患者)の数	●	●	
通所サービス	サービス提供の単位	-	●
	サービス提供時間帯	-	●
	サービス提供時間内の勤務時間数/従業者(※1)ごと	-	●
	サービス提供時間内の勤務延時間数(※2)	-	●
	サービス提供時間数(平均提供時間数)(※3)	-	●
居住・施設 サービス	ユニット(ユニット型の場合)	-	-
	宿直	-	-
	夜勤時間帯(夜間・深夜時間帯)/宿直時間帯	-	-

(※1) 従業者：ここでは人員に関する基準で規定されている職種の従業者を指します。

(※2) サービス提供時間内の勤務延時間数：サービス提供時間内に勤務する時間数の合計をいいます。

(※3) 平均提供時間数：利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数

(※4) 「勤務時間帯」の代わりに「勤務時間数」でも可

【留意事項】

- ・上表は人員配置基準を確認するために、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」として必要な項目をサービス種別ごとにまとめたものです。人員配置基準の詳細は各サービスの指定基準を確認してください。
- ・人員配置基準の確認に必要な項目であっても、他の資料(申請書・付表、運営規程等)で確認可能なものは「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の必要項目とはしていません。(例：事業所の営業日、営業時間、定員など)
- ・上表に記載された項目であっても、他の提出資料によって確認が可能な場合は、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」上に記載がなくとも差し支えありません。
- ・加算を適用する場合や、見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和を適用する場合などにおいては、上表に記載の項目以外の情報も必要となるので、指定基準・告示等を確認してください。